

重要 ※必ず保護者に渡してください。

一部早期給付申請
2回目含む

京都府奨学のための給付金のお知らせ

【国・公立高等学校等在籍生徒の保護者用】

京都府内に在住する生活保護世帯又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の保護者に対し、高等学校等における授業料以外の教育費の負担を軽減するため、給付金を支給します。（返還は不要）

【1】奨学のための給付金を申請・受給できる方

令和6年7月1日現在、次の①～⑤を、**全て満たす方**

- ① 保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額（**定額減税後**）が0円（非課税）、又は生活保護（生業扶助）受給世帯である。
- ② 保護者等（親権者全員）が、京都府内に在住している。
※保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が京都府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。（海外在住は対象外）
- ③ 高校生等が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給対象校に在学している。
※高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格のある高校生等の保護者が対象です。
- ④ 高校生等が以下の資金の給付を受けていない。
※「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」による措置費等の支弁対象となる高校生等に対する見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等で給付を受けている場合を除く。）
- ⑤ 高校生等が、通算3回（定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等は通算4回）以上、本給付金の給付を受けていない。
※ただし、学び直し支援金受給者については、通算4回（定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等は最大6回）以上

【2】新入生の一部早期給付（申請2回目）の方

新入生対象の一部早期給付4～6月分（給付年額1／4＝「【5】給付金額」表中の①）を申請した方は、今回、申請2回目（給付年額3／4＝「【5】給付金額」表中の②）の申請が必要です。ただし、令和6年7月1日時点で生活保護（生業扶助）対象外、令和6年度道府県民税所得割又は市町村民税所得割が課税の場合、申請2回目は対象外です。

「京都府奨学のための給付金」の申請希望者のうち、一部早期給付を		
	申請した方	希望しなかった方
申請① (5月案内)	申請①の申請済み ●支給額：裏面表中①の金額 ●支払時期：7月末以降	申請①の手続きは不要
申請② (6月下旬～案内予定) 今回案内	申請②の手続きが必要 ●支給額：裏面表中②の金額 ●支払時期：10月末以降	申請②の手続きが必要 ●支給額：裏面表中③の金額 ●支払時期：10月末以降

【3】新入生の一部早期給付を申請しなかった方又は新入生以外の方

【1】の申請・受給できる方には、今回の申請で「【5】給付金額」表中の③の給付年額を支給します。

【4】提出期限及び提出先

令和6年7月17日（水） 在学校へ提出してください。

【5】給付金額

区分	対象高校生等		①新入生の 一部早期給付 (申請1回目) (年額の1/4)	②新入生の 一部早期給付 (申請2回目) (年額の3/4)	③新入生の 一部早期 給付以外 (年額)
A	生活保護(生業扶助)受給世帯の高校生等 【全日制、定時制、通信制】		8,075円	24,225円	32,300円
	生活保護(生業扶助)受給世帯の高校生等 【専攻科】				50,500円
B	令和6年度 住民税所得割 非課税世帯 (道府県民税所得割 額・市町村民税所得 割額の合算額)	1 通信制又は専攻科以外の高等学校に通う高校生等(3に 該当する場合を除く。) 【全日制、定時制】	30,525円	91,575円	122,100円
		2 通信制又は専攻科の高等学校等に通う高校生等 【通信制、専攻科】	12,625円	37,875円	50,500円
C		3 通信制又は専攻科以外の高等学校に通う高校生等で、 次のア又はイのいずれかに該当する高校生等 【全日制、定時制】 ア 同一の保護者に扶養されている高校生等が2人以上いる場合で、 2人目以降の高校生等(※1) イ 同一の保護者に扶養されている15歳(中学生を除く。)以上23歳 未満(※2)の高校生等でない兄弟姉妹がいる高校生等	35,925円	107,775円	143,700円
注:非課税世帯で通信制又は専攻科の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等*がいる場合には、通信制又は専攻科の高等学校等に通う高校生等は、全て「2」の給付額になり、通信制又は専攻科以外の高校生等は、すべて「3のア」の給付額になります。(*複数の高校生等は兄弟姉妹の場合に限る。)					

【6】申請に必要な書類

区分	必要な書類
全員	申請書(一部早期給付申請2回目含む)(第1号様式)
	給付金振込先口座の通帳の写し (金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・名義が記載されているページ)

+

区分	必要な書類
A	生活保護(生業扶助)受給証明書 ※発行日が令和6年7月1日以降であること
B	令和6年度非課税(道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額(定額減税後)が0円)がわかる書類 ＝保護者(親権者全員)の下記①から③の書類のいずれか (①市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書の写し ②市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書の写し ③納税(非課税)通知書の写し(通知書が複数枚の場合は全てのページの写し) ※ 保護者のうち一方が控除対象配偶者(同一生計配偶者)であることが上記①～③の書類で確認できる場合は、 控除対象配偶者(同一生計配偶者)の上記①～③の書類の提出は不要です。
C	令和6年度非課税(道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額が0円)がわかる書類 (上記Bと同じ)
	該当の兄弟姉妹等について記載した「扶養誓約書」

上記A～Cの区分は、【5】給付金額の区分です。

●学校徴収金等への充当を希望される場合、学校が求める書類が別にあります。

●申請後、申請事項(住所・口座名義等)に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です。変更届の様式は学校から入手してください。

【7】申請書の記入・留意事項

記入上の注意

- ・ 基準日（令和6年7月1日）現在の状況により記入してください。
- ・ 消せるボールペン、修正テープ、修正液は使用しないでください。
- ・ 訂正する場合は、二重線で削除して、空欄に訂正後の内容を記載してください。
- ・ 申請書類の記入方法等は在学学校にお問い合わせください。

● はじめの4点に間違いがないか確認

- ◆ ✓点を付けてから記入を始めてください。✓点がない場合、申請は受付できません。

1 申請者に関する事項

- ◆ 申請者は、生徒ではなく保護者等です。

【生徒に15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合】

保護者（親権者）2名（父・母）のうち、当該兄弟姉妹を健康保険上扶養している方を申請者としてください。

【それ以外の場合】

保護者（親権者）2名（父・母）のうち、代表する1名を申請者としてください。

- ◆ 給付金の振込口座は、申請者の名義の口座にしてください。（やむをえず、申請者以外の口座を希望する場合、申請者の委任状の提出が必要です。）

2 生徒に関する事項

- ◆ 「高等学校等における在学期間」欄は、申請時点で在学中の学校から新しい順に記入してください。（中学校以前の在学学校については、記入していただく必要はありません。）
- ◆ 「奨学のための給付金」を受給した回数を該当の□に✓チェックしてください。

※一部早期給付（2回目）の場合は空欄にしてください。

3 保護者等に関する事項

- ◆ 生徒の保護者全員（申請者を含む。）の氏名・フリガナ等を記入してください。
- ◆ 保護者のいずれかの住所が京都府でない場合は、その理由を記入してください。
※世帯の生活の本拠地が京都府でない場合は、生活の本拠地とする都道府県へ申請してください。また、保護者のうち一方でも、海外在住等で課税証明書が発行されない場合は、対象外となる場合があります。

4 生活保護受給の有無 ※必ず記入すること。

- ◆ 令和6年7月1日現在の「生業扶助」の受給の有無を記入してください。
- ◆ 生業扶助を受給されている場合は、生業扶助の受給が確認できる生活保護受給証明書を添付してください。（発行日は令和6年7月1日以降であること）
- ◆ 生業扶助を受給されていない場合は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（定額減税後）が0円（非課税）であることが確認できる書類を添付してください。

5 保護者等に扶養されている15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（中学生を除く。）に関する事項

- ◆ 申請書の表ではなく、別紙の様式「扶養誓約書」に記入してください。
- ◆ 「扶養誓約書」の記入にあたっての注意点は、次のページの【扶養誓約書について】を確認してください。

【扶養誓約書について】

- 生活保護（生業扶助）受給世帯の方は、記入不要です。
- 「扶養」とは健康保険上の扶養を指します（税法上の扶養ではありません。）。
- 令和6年度の申請の場合、15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（中学生を除く。）とは、生年月日が平成13年7月3日から平成21年4月1日までの方が該当します。
- 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいない場合、記入不要です。
- 該当の兄弟姉妹が高校生等の場合、在学している高等学校等の名称を記入し、その学校の課程の該当の□に✓チェックしてください。
- 該当の兄弟姉妹が高校生等でない場合、「高校生等でない」の□に✓チェックしてください。

6 所得の状況等に関する確認事項

- ◆ □(1) 控除対象配偶者（同一生計配偶者）の所得に関する証明書類（課税証明書等）の添付を省略する場合は、□に✓チェックし控除対象配偶者（同一生計配偶者）の氏名を記入してください。
- ◆ □(2) 保護者が一人の場合は、□に✓チェックし、氏名を記入してください。
- ◆ □(3) 保護者のうち一人が他府県在住で、他府県へ同申請を申し込まない場合は、□に✓チェックしてください。

7 申請内容等に関する個人情報を京都府が活用することについての同意

- ◆ 京都府のその他の奨学金等について、奨学のための給付金を受給した場合、支給額が調整されるものがあります。該当の奨学金等から奨学のための給付金の受給状況について照会があった場合、その求めに応じて、受給状況を回答します。

該当の奨学金等の受給の有無に関わらず、必ず署名してください。

○該当する奨学金等	
京都府高等学校等定時制通信制修学奨励金	母子家庭奨学金
京都府高等学校等修学資金	京都府高校生給付型奨学金
交通遺児奨学金	

8 在学状況等に関する証明

- ◆ 在学されている学校で記入するため、申請者の方は記入しないでください。
- ◆ 令和6年7月1日現在に在学する学校の校長による証明となります。

9 給付金の振込口座

- ◆ 支給決定後、「京都府奨学のための給付金」を振り込む口座になります。申請者本人（生徒ではなく申請者です。）の口座を記入してください。
- ◆ やむを得ず、申請者以外の口座を希望する場合、申請者の委任状が必要です。委任状は学校から入手し、学校へ提出してください。
- ◆ ゆうちょ銀行でも振込は可能ですが、口座番号や支店名の記入誤りがないよう注意してください。支店名は、四四八など漢数字になります。通帳に記載されていない場合は、ゆうちょ銀行ホームページや取引郵便局で確認していただくようお願いいたします。
- ◆ 振込口座のコピーを添付してください。（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・名義が分かる部分のコピー）

今回お申込みの「京都府奨学のための給付金」のお問い合わせ先（国・公立担当）
京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係（電話：075-414-5055）

◎京都市にお住まいの市民税非課税世帯の方へ ※生活保護受給世帯は除きます。

「京都市高校進学・修学支援金」の申請を予定されている方は、必ずこの
「京都府奨学のための給付金」を申請してください！！

京都市では、「京都市高校進学・修学支援金（学用品購入等助成金）」制度があります。

市民税非課税世帯の高校生等に対し、学用品購入のための助成金として 144,000 円を支給します。

京都府奨学のための給付金を受給される方は、併せて 144,000 円になるよう調整されます。

詳しくは京都市へお問い合わせください。

受付期間（予定）	令和 6 年 10 月 1 日（火）～ 令和 7 年 3 月 31 日（月） （当日消印分まで有効）
お問い合わせ先	京都市子ども家庭支援課分室 奨学金担当 TEL: (075) 251-1123 FAX: (075) 251-1132 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 ※土日祝日を除く

※申請開始時期等詳細については、おって公表される予定です。

※令和 6 年度に京都市高校進学・修学支援金（入学支度金）を受給された方（6 月末申込締切）及び令和 5 年度京都市高校進学・修学支援金（学用品購入等助成金）を受給された方には、個別に京都市から申請案内を送付する予定です。